

第一節 纏足

本島の女子生まれて五六歳に至れば脚帛と称する白布にて足尖より緊縛して拇指を残し、他の第二第三第四第五指を底部に巻き付け第一、第三、第四指【省略】の如くなし終始解くことなし。故に成長の後ちなお四五歳の小児のごとく小なり。台湾人はこの小なるを尊び佳人となし、いわゆる「金蓮三寸」なりと誇るも、これ台湾における一大弊風というべし。また纏足の起因については旧慣記事に載するところ詳細なるをもってこれを掲げて参考に供す。

支那における漢族の女子の特俗たる纏足の起源につきは、史的記録の確かに徴するべきもの少なく、かつ支那上代の俗を写せる絵画を見るも、古来かくのごとくの風ありしことを考証すべき資料に乏し。くだりて宋代の張邦基が墨莊漫録に「婦人之纏足、近世において起り、前世書伝、所自皆無なり」といえるは、事実に近い説なるべし。道山清話（※宋代に書かれた随筆集）に、

李後主宮嬪宵娘、紵麗善舞、後主作金蓮、高六尺、作品色瑞蓮、令宵娘以帛纏足、令紵小、作新月状、著素襪、於蓮中回旋、有凌雲態、齊鎬詩云、蓮中花更好、雲裏月常新、因宵娘作也。

と見え、南史（※中国の六国時代のうち劉宋・南齊・梁・陳王朝について書かれた史書）によるに、

齊東昏侯潘妃名玉妃、東昏鑿金、為蓮花、以貼他、令妃行其上、曰歩々生蓮花、齊滅、王茂請妻之、王奴守節而死、故詩曰、月歩雲梯護一尊、玉奴終不負東昏。

と見ゆるは、けだしこの風俗流行の先蹤動機となりしもののごとく、その潮流を唐末宋初の頃に発せしものと見れば大差なかるべし。顧（こ）うに当時支那人の嗜好の潮流は、その思想を代表する文学が紵艶を競いたりしを見ても推知しえらるるごとく、華奢淫佚の傾向滔々として底止するところを知らざるの状なりしがゆえに、時の上流者によりてなされし偶然の高貴の戲謔も、靡然として一大の模倣を誘起するに至りしは、また自然の現象というべかりしなり。

纏足の沿革に関して、趙翼（※清代の考証学者）の陔余叢考に多くの事例を載せつつあり。並びには歴史の考証をなすをもって主とせざるがゆえに引用せざるべし。そうして邦人の著書中に纏足のことを記せしは、仲山高陽の画譚鷄肋（安永四年成る）なるべし。付記して参照に資す。

唐画に、女の足をちいさくえがく、女子はいとけなきより、纏足とて、きぬにてまきかため、小く弓のうりたるごとくならしむ。弓鞋というも是なり。上古にはなし。周礼履人にも、女の履（くつ）小なることはなし。漢唐にもなきゆえ、漢雄事秘辛（※明代に書かれた後漢時代を舞台とした小説）・中華古今注等（※西晋時代に書かれた随筆集）等にも、女足のことはあれども、纏足はなし。南唐の宵娘（※南唐後主・李煜の妃）にはじまるとは、諸説もあり、輟耕録（※明代に書かれた随筆集）には、五代以来なれども、熙寧元豊の前までは、すくなかりき。近年これをなきぬをはじとすとあれば、元以来さかんなり。これも貴人または高貴へつかえる女のこととみえ、明の高皇后の足大なるを、太祖のたわむれ笑い給いしも、この後はじめいやしかりし故なり。清の康熙年間、纏足の禁ありしと聞く。また唐画に、額ひろくえがくは、才女はひたいひろければなり。この方にて、唐土の女子額せまくえがけるは、わけをしらぬゆえならん。

漢族女子の纏足は主として中流以上の社会において極端に行わるるの傾向あり。その労働に衣食せざるべからざる下流の女子に至りては纏足の度極端ならず。殊に家婢の類に至りては、天然足すなわち赤脚なるを多しとす（纏足の称呼を支那人の文学的記録には弓足という。この称呼は前記史的事例の「以帛纏足令紵小作新月状」の形容より導かれしものなるべし。台湾の閩語には截龜〔チイクウ〕と称す）。纏足はこれを二期に分ち行ふ。すなわち女子生まれて四五歳に至れば足の第二指以下の各指を強く蹠（あなうら・足の裏）面に屈曲し、先端の尖りたる小形の靴（台湾の閩語尖頭靴〔チャムタウオエ〕）を穿（う）たしむ。これ纏足の予備期というべきものなり。次いで七八歳に及び、目をえらび、母親自らその女子の蹠骨を強く屈曲し、舶状骨の脱臼を来たさしめ、長さ五寸火

許、幅三寸余の白布（台湾の閩語脚白 [カアペエ]）にて、宛（あたか）も縋帯を纏ふごとく、全足面を縛し、上に更に小形の短鞋（台湾の閩語弓鞋 [キエンオエ]）を穿たしめ、最初毎日一二回、纏布を解きてこれを洗い、明礬の粉末を撒りかけまた巻縛するものにして、回一回ごとに緊縮の度を強くするなり。ために足蹠腐爛し、苦痛を感ずること甚だしく、日夜悲泣し、その畸変の癒着を為すまではほとんど歩行することあたわざる者あり。この変形の結果は常態の歩行を為すを得ざるがため、主として身重の全重を支持するに足蹠尖端の小面と拇趾蹠面とにおいて平均しつつ歩を運ばざるべからずして、漢族女子の中流以上にある者が、おおむね深窓閨里に蟄伏するも、この不自由なる歩行の障碍によりていよいよ度を高め、習いを成すのやむなき一因ならんか。この纏足の上に穿（うが）つ短小なる鞋は、概して布質を用いて製し、踵下の部分に木枕（台湾の閩語木履踏 [バクキャウタア]）を付し、拇趾蹠面の地上における支点を固くするためにし、鞋の上端には、ちを着け、紐にて脛の下端に結ぶものとす（台湾の閩語鞋襪 [オエバヌ]）。そうして上流者の穿つ鞋は、表面に各色の彩糸を用いて美麗なる花鳥の模様を縫飾としたるものあり。かつ脛の下部より鞋の上端に接して、筒形に縫いたる布を穿ち（台湾の閩語色褲 [シエクコオ]）またその上面に一種の金属製の環（台湾の閩語脚環 [カアコアヌ]）をはめ、中には環に小鈴の類を垂れて歩を運ぶごとに種々の響を発せしむものあり。上流者の用いる鞋の最小極限は、鞋底の前後両端の直径わずかに二寸五分内外に過ぎず、殊に嬾娜（※らんな。ものうげにたおらかなさま）を競う藝妓の流に至りては、更に極小なる擬足を真足の上に重穿するに至る（台湾語これを假脚 [ケエカア]）という。

旧記を案ずるに、満清の支那の中元を一統するや、康熙三年嚴令を布き、同元年以降所生の女子の纏足を禁止し、もしその女の父にして違禁する者は、文武官は吏部兵部に交し、笞杖徒流等の重刑に処し、あわせて地方官に失察の責を負わしむることとなせしが、いかんせん積習の成性はこの嚴令酷刑のよく禁止するところにあらず。次いで七年礼部の題請により、これを廢止するのやむなきに至りたり。畜（ただ）に政府の当局者のみならず、心あるの志士は夙にこの弊俗の矯正に力をつくし、その纏足の風を嘲りていわく、

裏足原来自古無。觀音大士赤隻趺。不知裏足從何起。起自人間賤丈夫。

と諷せしも、流俗の禍潮はこの嘲諷を浪却し、

阿母相憐一束纏。為教貼地作金蓮。弓痕窄々新花樣。知是初三月上弦。

と歌わしめつつあることは是非なき次第なり。

第二節 阿片吸食

台湾には従来より阿片を吸食する人民多し。故に日本領台ののち阿片製造および売下を官營となし、また吸食者はそれすでに瘡に陥りたる者のみに一日の量を定めて許可し吸食せしむ。瘡に陥りたるものもし一日吸食せざれば気力衰えあたかも病者のごとし。もし阿片を吸食するときは神氣快復して起居自由なりという。その吸食の方法は、まず煙盤と称する阿片吸食器具を載する盤を床上に置き、この上に器具すなわち烟灯（阿片に火を点するもの）、烟輦仔（阿片を容器より取り出す具）、キセル（竹または甘蔗にて作りたる烟管）等を置き、身を床上に横たえ烟灯に火を点じ、烟輦仔をもって烟盒より阿片を取り出し烟筒の雁首に付け、火に接近せしめつつ雁首上にて練り温め、よく焼き温めたるときはじめて火を点じて輦仔にて雁首の穴に搔き入れつつ吸食し、煙は鼻孔口より出す。かくして数服を吸食し魔睡状となり眠るときは真に天国に登るがごとき快ありという。この阿片のため財産を蕩盡しその日の生活に苦しむもの少なからず。はなはだしに至りては己の妻妾を出店（質入れ）して阿片に替うるものあるをみれば、その害毒の度、推して察するに余りありとす。

第三節 檳榔の実

台湾中南部および東部の人民は檳榔樹の実を嚼（か）むの風あり。まず該実のいまだ熟せざる青色のものを採り、

これを小刀にて割り二片となしこれに練石灰を和し、荖葉（キンマ）に包み口中に含みて嚼みその汁を唾液とともに吐き出す。その液膿血のごとく真に厭うべきのはなはだしきものあり。これを嚼めばその味渋味および辣味あり。口中および唇歯黒赤色となりあたかも捏齒（※でつし。お歯黒のこと）のごとし。土人これを一礼品となし客人その家に至れば家人これを勧む。あたかも我が茶または烟草のごとし。

また檳榔樹の実の半熟なるものを採り鍋にて煮、沸騰するを度として引き上げ乾燥して貯蔵し、これを生檳榔の盡（つ）きたる時の予備となす。檳榔は婚姻等の大礼の際すなわち納采・納幣・請期等の例物として贈る定めあり。なお感情または意見の衝突より甲乙相紛争し、後第三者の仲裁により和解成りたる時、この檳榔を贈酬するを例とす。

檳榔子を嚼む人種は「マレイ」地方を中心とし、印度・印度支那（安南）ならびに南太平洋より支那南部および台湾等なりとす。我が国古来の捏齒の風もあるいはこれらの遺物たるものにあらざるか。

第四節 喫茶および茶籠

台湾人上流の家にあつては藤にて製したる楕円形の一見小なる、手下げ鞆様のものに綿を入れたる布を鞆中に置き、その中央に茶を入れたる急須を挿し入れ、来客ごとに取り出しこれを客に勧む。土人の言によれば、朝一度煎茶し入れ置くときは終日冷却することなしという。また下流社会にありては支那素焼き飯茶碗に茶を入れ、上より熱湯を濯ぎ、別に一個の碗を蓋し、その下の碗と上の碗との間より茶を茶呑碗に移して客に勧む。不慣の母国人にありては小気味悪しく感ずるものなり。

第五節 水煙袋

水煙袋は土名水煙吹と呼び、白銅または錫にて径四寸高さ三四寸の円筒または楕円筒の一方に八寸ばかりの弓状の吸管を付し、これと相對せるところに二寸余の雁首を付け、その首六七分を表面に出し、その下部は円筒の中に挿入し、筒に水を満たし、雁首に煙草を詰め火を付け、弓状の吸管を吸うときは煙は筒中の水を透過して口に入る。土人は煙は冷却されて美味なりという。本島人中流以上の家には備えあらざるなし。新来の母国人は一見奇珍に感ずるものなり。

第六節 洗浴と洗濯

元来本島に風呂桶なくまた風呂屋なし。近来少しく母国人を真偽（まね）し入浴なすものあるも、その多くは室内にあつて洗面器またはたらいに湯を入れ手巾を濡らし、手巾を衣服の下に差し入れ身体を拭うのみなり。故に衣服垢に染むこと速やかなれば洗濯を盛んに行う。洗濯は本島婦女の第一の務めにして、毎朝至るところの河岸池沼溝渠の岸に並列し洗い居るを見るは、すなわちこの洗濯なり。ただし南部広東部落につき浴槽を設置しあるものあり。

第七節 尿尿

土人婦女は尿尿をなすときは必ず紅に塗りたる桶を寢床の側に置きこれになす。夜中はもちろん日中といえども故（ことさ）らに床側に至り尿尿をなす。故に土人の家屋に入る時は一種異様の臭気あり。男子は尿は床側に置きたる尿桶（昼夜共）になし、ただ大便のみは屋外にある共同便所になし、決して室内の桶になさず。桶は男子用・女子用の二個を床側に置く。市内にありては田舎より掃除者来たりたる時門前に持ち出し糞桶に移し、空桶は洗淨ささらにて清め再び床側に置く。ために土人の床辺は常に陰湿にして臭気はなはだしきものなり。

広東人は尿桶を室内に置かず、尿桶のみを置く。大便の際は男女とも屋外の共同便所または豚小屋の上に踏板を

渡しこれにて用を達し、直ちに豚の餌となしまたは壺に受けて肥料となす。

第八節 手鼻

落合直文字治は、手鼻とは紙または布を用いずに手にて鼻みずをかむをいうと。また大月文彦氏は、紙を用いず指を花に当てて液を噴き去るをいうとせり。本島人は上下を通じ手鼻をかみその手を柱・壁・天秤棒・単価・袖・袴・脚・窟・記者または家屋の窓に塗りつく。その汚穢なること見るに忍びざるものあり。

第九節 拭脚尻

拭脚尻（しりふき）はいずれの国の人民いずれの階級たるを問わず、これあるをもって今ならびに挙げるの要なし。しかれども台湾の下流にあつては、竹片または小石を用いて拭脚尻をなす。田舎の竹多きところの人は竹片を束ねて贈物となすものあり。内地の人これを聞かば驚かざるものあらざるべし。

第十節 形容

本島人の物の形容は内地人の形容と異なるものあり。その一二を挙げて参考に供す。

五指にて茶を摘むごとくなせるは、竹・木・棒鞭・杖等の太さ及び玉・球・卵・盃・碗等の丸さを示す時に用う。片手を開きて相手方に掌を対せしめ、指尖きを左右に振るは否定を示すもの。右手を開き伸ばし掌を左に向け左右に動かすは人を避けしむる時に用う。中指のみ伸ばし他の四指を屈して人を指すは人を恥ずかしむる時に用うるものなり。注目して口を含むは決して他言すべからざるを相手方に知らしめ、口を右または左に歪むるは右または左の人を指すものなり。その他はない知人の用うるものと大同小異なるによりこれを省略す。

第十一節 悪口

台湾には悪口はなほだ多し。かつて旧慣記事に掲載するところ詳細なるにつきこれを掲げて参考に供す。【省略】

第十二節 符牒

商人の符牒は内地においても各店各自に定むるものにして一定せるものにあらず。今台湾一商家の符牒を示し参考となす。

幼（一） 色（二） 東（三） 真（四） 盤（五） 皆（六） 才（七） 別（八） 欠（九） 台（十）
等にして仮令（かりそめ）えば皆元と書せば六円にして幼△は一銭、才角は七十銭というがごとし。

第十三節 賊仔白

賊仔白とは賊の用うる隠語なり。これまた各自の符牒なれば一定せるものにあらず。その二三を挙げて参考となす。

発水 水を発するの意にして押入るときに用いる

退水 水退くの意にして引上るときに用いる

看水 水の加減を看るの意にして見張りの意に用いる

抵水 水に抵抗する意にして人に対抗するに用いる

水到啊 水到るの意にして人來るの意

大水到 大勢來たるの意

大兄 門を押し開ける棒

旺來折 旺來（パインアップル）を取るの意にして鶏を盗むに使う。けだし「パインアップル」は鱗ありて一件

鶏に似たるよう称するものなり。

掌鯪鯉（センザンコウ） 穿山甲を捕らうるの意にして筍を窃取するに用いる。けだしその鱗相似たるより出ず。なおこの外に種々あるも全台に通ぜず。また各自異なるをもって掲載するもますます少なきをもって省略す。また各職業により種々なる隠語あるも煩雑なるをおそれこれを省略す。